

危機管理マニュアル



津波対策合同避難訓練（浅口市立寄島中学校区）

平成26年3月
岡山県教育委員会

ま え が き

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全・安心な環境が確保されている必要があります。

岡山県教育委員会では、平成13年3月に、様々な事件・事故への望ましい対応の在り方等についての基本的な指針を示した「危機管理マニュアル」を作成し、児童生徒等の安全確保に努めるとともに、その徹底を図ってまいりました。

一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を遥かに越えた巨大地震や津波が甚大な被害を及ぼし、学校の管理下で多くの児童生徒の尊い命が奪われ、これまでの地震・津波対策についての課題が明らかになりました。また、近年不審者による刺傷事件や声かけ事案、新型インフルエンザなどの感染症の流行、インターネット上の誹謗中傷等、子どもたちの心身の健康を脅かす事件・事故等が発生している状況にあります。

こうしたことから、岡山県教育委員会では、近年全国で発生した事件・事故等を踏まえて事例等を見直すとともに、新たな課題についての項目を追加するなど、危機管理マニュアルを改訂しました。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるようにするため、緊急対応チェックリストを事例ごとに作成しました。

各学校においては、想定される危機に対してマニュアルの作成や訓練の実施など種々の対策を講じていることと思いますが、多様化・深刻化する危機に備え、適切に対処するためには、危機管理を学校経営の中に明確に位置付けた上で、常日頃から「危機の予知・予測」「未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」のプロセスに沿った学校の危機管理に取り組むことが必要です。また、リスクを低減し、危機の発生を抑制するため、教職員一人一人が危機管理を日常業務のベースと認識しつつ教育活動や業務を行うことが重要であると考えます。

各学校におけるマニュアル等の見直しの際に、本マニュアルを参考にいただき、安全・安心な学校づくりを一層推進されるようお願いいたします。

結びに、本マニュアルの作成に当たり、多大な御協力をいただきました関係者の皆様方に対し、心より感謝を申し上げます。

平成26年3月

岡山県教育委員会教育長
竹 井 千 庫

目 次

まえがき

第1部 学校における危機管理体制の確立	1
1 危機管理の目的・プロセス	2
2 緊急対応マニュアルの整備	2
3 未然防止に向けた取組	3
4 危機発生時の対応	4
5 対応の評価と再発防止に向けた取組	7
資料 緊急対応マニュアル	8
緊急連絡先一覧	10
緊急記者会見の手順	11
学校における避難訓練	13
第2部 事項別危機管理の要点	15
第1章 学校生活	
1 いじめ	16
2 生徒間等の暴力事件	18
3 自殺	20
4 不登校に関するトラブル	22
5 行方不明	24
6 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）	26
7 殺傷予告	28
8 保護者からの苦情、要求	30
9 授業中の事故	32
10 部活動中の事故	34
11 学校行事中の事故	36
12 登下校中の交通重大事故	38
13 下校途中の事件（連れ去り未遂）	40
14 熱中症の事故	42
15 ストーカー被害	44
16 その他の事例についての緊急対応の主なポイント	46
17 問題行動等への対応に関する豆知識	51

第2章 学校保健

1	感染症の発生	52
2	学校給食による食中毒	54
3	学校給食への異物混入	56
4	食物アレルギー	58
5	学校給食での誤嚥による窒息事故	60
6	心肺蘇生法	62

第3章 学校管理

1	地震災害	64
2	竜巻	66
3	学校施設に起因する事故	68
4	校内への不審者侵入	70
5	シックハウス症候群	72
6	薬品の紛失・盗難	74

第4章 教職員

1	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント	76
2	交通事故	78
3	個人情報の流出	80
4	体罰事件	82
5	メンタルヘルス	84

第3部	緊急対応チェックリスト	86
-----	-------------	----